

第 55 号議案

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部
を改正する条例案に関する知事への意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案に関する意見について、知事から意見を求められたので、次のとおり意見を提出する。

令和 2 年 2 月 7 日

滋賀県教育委員会

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案に関する意見について

格別の意見はない。

滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

職員が仕事と子育てを両立することができる勤務環境を充実させる観点から、部分休業に準じた新たな休暇制度を創設するため、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和 33 年滋賀県条例第 20 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 小学校またはこれに準ずる学校に就学している子（第 1 学年から第 3 学年までの子に限る。）を養育するため、1 日につき 2 時間を超えない範囲内で勤務しないことができる無給の子育て支援時間を新たに設けることとします。

(2) 令和 2 年 4 月 1 日から施行することとします。

議第 号

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例

(滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「以下この条および第15条ならびに別表第3において」を「第20条を除き、以下」に改める。

第8条の3第4項中「以下この条および第15条ならびに別表第3において」を「第20条を除き、以下」に改める。

第10条第1項中「および介護時間」を「、介護時間および子育て支援時間」に改め、同条第2項中「第20条の2」を「第20条の3」に改める。

第20条の2の次に次の1条を加える。

(子育て支援時間)

第20条の3 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校またはこれに準ずる学校に就学している子（第1学年から第3学年までの子に限る。）を養育するため、1日の勤務時間の一部につき休暇を願い出たときは、子育て支援時間を与えることができる。

2 子育て支援時間の時間は、前項の子を養育している期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 第20条第4項の規定は、子育て支援時間について準用する。

(滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「よる特別休暇または」を「よる特別休暇、」に改め、「よる介護時間」の右に「または勤務時間条例第20条の3、学校職員勤務時間条例第21条の3もしくは警察職員勤務時間条例第20条の3の規定による子育て支援時間」を加え、「または当該介護時間」を「、当該介護時間または当該子育て支援時間」に改める。

(滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和43年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「または介護時間」を「、介護時間」に、「の承認」を「または子育て支援時間（当該職員がその小学校またはこれに準ずる学校に就学している子（第1学年から第3学年までの子に限る。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当と認められる場合における休暇をいう。）の承認」に改める。

（滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

第4条 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成17年滋賀県条例第112号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「または介護時間」を「、介護時間」に、「の承認」を「または子育て支援時間（当該職員がその小学校またはこれに準ずる学校に就学している子（第1学年から第3学年までの子に限る。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当と認められる場合における休暇をいう。）の承認」に改める。

（滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正）

第5条 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第9条の3第1項中「以下この条および第16条ならびに別表第3において」を「第21条を除き、以下」に改める。

第9条の3第4項中「以下この条および第16条ならびに別表第3において」を「第21条を除き、以下」に改める。

第11条第1項中「および介護時間」を「、介護時間および子育て支援時間」に改め、同条第2項中「第21条の2」を「第21条の3」に改める。

第21条の2の次に次の1条を加える。

（子育て支援時間）

第21条の3 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校またはこれに準ずる学校に就学している子（第1学年から第3学年までの子に限る。）を養育するため、1日の勤務時間の一部につき休暇を願い出たときは、子育て支援時間を与えることができる。

2 子育て支援時間の時間は、前項の子を養育している期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 第21条第4項の規定は、子育て支援時間について準用する。

第23条中「ならびに第21条の2第1項」を「、第21条の2第1項ならびに第21条の3第1項」に改める。

（滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正）

第6条 滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「以下この条および第15条ならびに別表第3」を「第15条を除き、以下」に改める。

第8条の3第4項中「以下この条および第15条ならびに別表第3」を「第15条を除き、以下」に改める。

第10条第1項中「および介護時間」を「、介護休暇および子育て支援時間」に改め、同条第2項中「第20条の2」を「第20条の3」に改める。

第20条の2の次に次の1条を加える。

（子育て支援時間）

第20条の3 本部長は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校またはこれに準ずる学校に就学している子（第1学年から第3学年までの子に限る。）を養育するため、1日の勤務時間の一部につき休暇を願い出たときは、子育て支援時間を与えることができる。

2 子育て支援時間の時間は、前項の子を養育している期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 第20条第4項の規定は、子育て支援時間について準用する。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例新旧対照表（第5条関係）

旧	新
<p>第1条～第9条の2 省略</p> <p>（育児または介護を行う職員の深夜勤務等の制限）</p> <p>第9条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。<u>以下この条および第16条ならびに別表第3において同じ。</u>）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜において勤務させてはならない。</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 前3項の規定は、第21条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。<u>以下この条および第16条ならびに別表第3において同じ。</u>）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるもの</p>	<p>第1条～第9条の2 省略</p> <p>（育児または介護を行う職員の深夜勤務等の制限）</p> <p>第9条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。<u>第21条を除き、以下同じ。</u>）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜において勤務させてはならない。</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 前3項の規定は、第21条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。<u>第21条を除き、以下同じ。</u>）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定め</p>

として人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育する」とあるのは「第21条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)に」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「第21条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者の介護をする」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「第21条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第10条 省略

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇および介護時間とする。

2 休暇とは、次条から第21条の2までに規定する休暇であつて、正規の勤務時間中に勤務しない期間をいう。ただし、特別休暇(第19条に規定する特別休暇を除く。)が週休日または祝日法による休日もしくは年末年始の休日の前後にわたる場合には、現に継続する日数をもつて休暇の期間とみなす。

第12条～第21条の2 省略

(新設)

る者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育する」とあるのは「第21条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)に」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「第21条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者の介護をする」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「第21条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第10条 省略

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間および子育て支援時間とする。

2 休暇とは、次条から第21条の3までに規定する休暇であつて、正規の勤務時間中に勤務しない期間をいう。ただし、特別休暇(第19条に規定する特別休暇を除く。)が週休日または祝日法による休日もしくは年末年始の休日の前後にわたる場合には、現に継続する日数をもつて休暇の期間とみなす。

第12条～第21条の2 省略

(子育て支援時間)

第22条 省略
(読替規定)

第23条 市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員(滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例(昭和32年滋賀県条例第16号)第2条第2項に規定する指導主事に充てられる職員を除く。)に対してこの条例を適用する場合には、第4条および第5条中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と、同条第2項ただし書中「人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより」とあるのは「滋賀県教育委員会が人事委員会と協議して定める基準に従い」と、第6条中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と、「人事委員会規則の定めるところにより」とあるのは「滋賀県教育委員会が人事委員会と協議して定める基準に従い」と、第7条第1項、第9条、第9条の2第1項、第9条の3第1項から第3項まで(同条第4項において準用する場合を含む。)、第10条第2項、第12条第3項および第13条第1項中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と、同条

第21条の3 任命権者は、職員(育児短時間勤務職員等を除く。)が小学校またはこれに準ずる学校に就学している子(第1学年から第3学年までの子に限る。)を養育するため、1日の勤務時間の一部につき休暇を願い出たときは、子育て支援時間を与えることができる。

2 子育て支援時間の時間は、前項の子を養育している期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 第21条第4項の規定は、子育て支援時間について準用する。

第22条 省略
(読替規定)

第23条 市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員(滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例(昭和32年滋賀県条例第16号)第2条第2項に規定する指導主事に充てられる職員を除く。)に対してこの条例を適用する場合には、第4条および第5条中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と、同条第2項ただし書中「人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより」とあるのは「滋賀県教育委員会が人事委員会と協議して定める基準に従い」と、第6条中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と、「人事委員会規則の定めるところにより」とあるのは「滋賀県教育委員会が人事委員会と協議して定める基準に従い」と、第7条第1項、第9条、第9条の2第1項、第9条の3第1項から第3項まで(同条第4項において準用する場合を含む。)、第10条第2項、第12条第3項および第13条第1項中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と、同条

第2項中「任命権者は」とあるのは「市町教育委員会は」と、第14条第1項、第15条から第20条までの規定、第21条第1項および第2項ならびに第21条の2第1項中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と読み替えるものとする。

第24条 省略

第2項中「任命権者は」とあるのは「市町教育委員会は」と、第14条第1項、第15条から第20条までの規定、第21条第1項および第2項、第21条の2第1項ならびに第21条の3第1項中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と読み替えるものとする。

第24条 省略